

建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定について

建築課

1 要旨

太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、建築物省エネ法が改正され、令和6年4月に「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」が創設された。

これを受け、本区においても、建築物の再生可能エネルギー利用設備の設置促進につながる措置を講じることで、ゼロエミッションの実現に資するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域を指定し、「建築物再生可能エネルギー利用促進計画（以下「促進計画」という。）」の策定を進める。

建築物再生可能エネルギー促進区域制度について

区市町村が促進計画を作成・公表することで、促進計画で指定した促進区域で、太陽光発電設備など再生可能エネルギーを利用した設備の設置を促す以下の措置が可能となる。

- 建築基準法の形態規制の特例許可
- 建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務 など

2 促進計画の内容

促進計画において主に以下の内容を定める。

建築物の規制緩和	促進区域内の建築物に対して、建築基準法における容積率制限、建ぺい率制限及び高さ制限に係る特定行政庁の特例許可を受けることを可能とするための特例適用要件を定める。これにより、容積率や建蔽率の制限を超える場合や高さ制限を超える場合であっても、要件を満たすことにより特例許可を受けることで、ソーラーカーポートや太陽光パネル等の再エネ利用設備の設置が可能となる。
建築士から建築主への説明義務	建築物を設計する建築士が、建築主に対し、設備導入の意義やメリット、設置により生じる費用等について説明することを義務付けし、建築主が建築士から情報提供を受けることにより、再生可能エネルギー利用設備の設置促進を図る。

3 今後の進め方

東京都が令和5年12月に策定した「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」を基に、建築課と環境課が連携し、促進計画の策定に向けた調整を進める。